

令和5年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和5年3月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	川本博孝
福祉課長	椎野晃一	子育て健康課長	石渡由美子
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

5. 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 追加日程第 2 議案第 22 号 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 2 号 松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 9 号 松田町第 6 次総合計画「基本計画」の見直しについて

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

報告いたします、唐澤議員におかれましては、体調不良のため、本定例会を欠席いたしますので御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 11 名です。よって地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

昨日に引き続き、一般質問の試験録画を行います。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第 7 号、平野由里子君

の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 平 野 おはようございます。よろしく申し上げます。議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。受付番号第7号、質問議員、第4番 平野由里子。件名、松田町の学校・幼稚園教育の施策について問う。

1番、令和4年度で取り組んできた、寄地区の小学校・幼稚園のあり方検討会の提言書を受けて、令和5年度はどのような教育施策を実施しますか。また、今後の方向性は。

2番、学校給食にジビエを利活用する構想について、ジビエ処理加工施設の計画段階で言及がありましたが、この構想について進展はありますか。

3番、松田小学校はグラウンド整備まで含め、建て替え事業が完了しました。一方で、松田中学校の大規模改修は着手したところです。ともに築年数を重ねていた中で、話は随分早くから出ていたと記憶しておりますが、小学校は建て替えとなり、中学校は改修となったことについて、改めて経緯と理由をお答えください。お願いします。

教 育 長 それでは、平野委員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1つ目の御質問についてですが、寄地区の幼稚園・小学校教育についての検討委員会の提言書は、現在、最終的な取りまとめを行っており、今後、町長に提出する予定でございます。したがって、提言書を受けてということではなく、現状の寄地区の教育について説明をしつつ、今後の方向性について、お話をさせていただきます。

現在、幼稚園は保育の中で、小学校では生活科や社会科、総合的な学習の時間の中で、寄地区の自然環境や地域の人材を活用した取り組みを行っております。具体的に、幼稚園では週に一度、寄地区を散策する機会を設けております。中津川の河原で活動したり、山歩きをしながら、木の葉や木の実を探したりするなど、寄地区の自然や生き物に触れ合い、そのよさを実感しております。小学校では、お茶づくりやシイタケ農家への訪問、寄水源林の見学、虫沢古道の整備体験、ロウバイまつりでの奉仕活動などを行っております。こうした授業により、子供たちは実体験を通して、自分たちが住んでいる地域のすば

らしさや特色を学んでおり、今後も地域のすばらしい資源や人材を生かした学習を進めていき、地域を愛する心や誇りを育てていきたいと考えております。

また、寄地区の幼稚園・小学校は在籍数が少数であるため、園児・児童一人一人に目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすいため、個に応じた指導を充実させております。今後も小規模校のメリットを最大限に生かした教育活動を進めていきます。

しかし、少人数であるため、集団の中で多様な考え方に触れる機会が少ないというデメリットがあります。それ補うために、幼稚園では、コロナ禍のため取りやめていた、松田幼稚園の園児が寄幼稚園や寄地区へ赴き、そこで活動する機会を増やしていきたいと思っております。小学校では、交流授業の時間を増やしたり、町内外の学校や外部講師などをオンラインでつなぎ、学びの場をさらに広げたりして子供たちが多様な考え方に触れる機会や、協働的な学習を進める機会を増やしていきたいと考えております。

これから、社会構造など環境は大きく急速に変化しており、予測が困難な時代となっております。そのため、現行の幼稚園教育要領、学習指導要領に基づいて、保育・教育活動を着実に実施をし、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、生きる力を身につけ、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるよう、ことができるよう、子供たちにとって何が必要か、どのような力を伸ばしていくのかを地域の皆様で再確認しながら、地域との協働による教育活動を進めていきたいと思っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

2点目からの質問は、町長からお答えいたします。

町長 皆様おはようございます。定例会2日目、よろしく願いいたします。2点目の学校給食にジビエを利活用する構想の進展についてでございますが、松田町ジビエ処理加工施設につきましては、昨年12月に施設が完成し、その後、施設を稼働させるために必要な食品衛生法の手続などを進めております。2月19日に執り行いました落成式においては、愛称を「あしがらジビエ工房」と発表

した、この施設の運用について、このほど足柄上郡5町で構成いたします足柄上地区ジビエ処理加工施設運営協議会において協議をしているところでもございます。

さて、御質問にあります学校給食にジビエを利活用することは、給食の前提条件であります安全性の確保と費用面の調整が必要となってきます。ジビエはヘルシーで栄養価が高く、地域の課題を理解する上で、食育の側面からも魅力ある食材でございます。今後、施設運営の進捗状況を踏まえつつ、様々な課題を検証した上で、町のブランド品として知っていただくためにも、ぜひ、学校給食での利活用につなげてまいりたいというふうに考えております。

続きまして3点目の御質問にお答えをいたします。松田町立松田小学校校舎建設事業につきましては、令和5年2月28日にグラウンド等の整備が終わり、神奈川県下では初、全国でも4例目となる木造3階建ての公立学校として、全ての工事、事業が完了いたしました。事業の完了には地域や関係者の皆様方並びに町議会の皆様方の御理解と御協力を賜ることができたおかげでございます。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、松田中学校について、改修工事を行うに至るまでの説明の前に、つながりがありますので、まず、松田小学校の新校舎の建設の経緯から御説明をさせていただきます。松田小学校旧校舎は、昭和48年に建築された建物であり、平成11年年度に耐震補強等の大規模改造工事を行うなど、維持管理に努めておりましたが、老朽化が著しく進んでおり、雨漏りなどもあり、学校運営に支障を来しておりました。このため、平成24年度からスタートした松田町第5次総合計画基本構想及びまちづくりアクションプログラムにおいて、老朽化が進んでいることから、新校舎建設に向けた計画づくりを進める必要があると示されておりましたので、平成28年度に松田小学校校舎建設に向けた基本構想を策定いたしました。

次に松田中学校の経緯について申し上げます。松田中学校校舎は、松田小学校の旧校舎より2年早い昭和46年に建設された建物であり、平成12年度に耐震補強等の大規模改造工事を行うなど、施設の更新に努め、建物の耐久性を含

め、老朽化が進んでいると思い込んでおりました。松田小学校校舎建設の予算等について検討を進めるに当たり、国等から補助金を獲得するために必要な条件として、建物の耐力度を調査し、その結果次第にて補助金の有無や割合が決定されるということでしたので、耐力度診断の予算をお認めいただき、松田小学校の耐力度診断を実施することといたしました。小学校建設は町制始まって以来の大型事業であったため、今後の財政需要について、将来を見据えた財政推計について議論を行うに当たり、数年後に何らかの対応が必要となる松田中学校についても、補助金の獲得の有無を確認する必要があることから、同様に耐力度診断の結果をもとに方向性を決めることといたしました。

耐力度診断の結果につきましては、松田小学校は平成29年に診断を実施した結果、国の補助金の対象となる基準値以下となる結果でございました。一方、松田中学校は平成30年度に診断を実施した結果、建物の耐力度の劣化が進んでおらず、国の補助金の対象にならない基準値以上となる結果となり、併せて机上の計算では100年程度もつことが判明いたしました。この耐力度診断の結果により、松田小学校の校舎は建て替え、中学校の校舎は改修工事により、長寿命化を図ることに御理解を賜り、町の財政推計において、各種公共施設の将来的な維持管理の方向性を定め、毎年度、議会の皆様方に財政推計値をお示してきたことは御存じのことと存じます。

改めて申し上げますけども、松田中学校の校舎は耐力度が基準以上であったため、単純に古いことを理由とした校舎の建て替えを行う場合は補助金の対象とならず、補助金交付ではありませんので、町単独にて予算を確保しなければなりません。万が一、校舎の建て替えを強行した場合、兵庫県丹波市に本年2月末に完成した同規模の中学校の建て替え工事費について、参考に申し上げますと約30億円かかったということです。若干、詳細を調べますと、もともとあった公園に建て替えたということなので、グラウンド工事の費用がさらに、うちよりもかかってないというようなことがあるようです。松田町の都合により建て替えた場合は、全ての工事費が町負担となり、新松田駅周辺整備事業を含めた、今後の町の財政需要に対して予算の確保ができず、町民サービスの低下

や、将来への負担増加を招く状況にもなります。

以上、こうした経緯と理由により、現在、松田中学校校舎については、長寿命化による大規模改修工事を実施することにより、時代に即した学び舎として、生徒が喜び、愛着が湧く学校となるよう進めてまいりますので、改めて御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

4 番 平 野 お答えをありがとうございます。一つずつ再質問をさせていただこうと思います。

まず1番の寄の小学校や幼稚園のことなんですけれども、提言書はまだ出てないということで、ちょっと私も先走ったような書き方をしてしまいまして、申し訳なかったかと思いますが。私も何回か、あり方検討会、ちょっと覗きに行ったりしたので、議論の方向性は承知しております。住民の方々のほとんど、存続を願うというようなところをちょっと聞いておりましたので、そういうような提言が出るのかなというふうには、ちょっと考えてはいたんですが。この今回のあり方検討会、以前のことをちょっと思い出して引っ張り出してみたいんですけれども。まず、平成23年から24年に、こういった検討会があったかと思いますが。25年の3月の提言では、存続が望ましいけれども、二、三年後に見直すみたいな結果が出たというふうに記憶をしております。そして27年度でしたかね、もう一度あったと思います。そのときには、平成28年9月に提言がまとまった形で、中学校に関しては統合と、幼・小は存続と。統合後の3年で、また見直そうというようなことだったと思います。それに即しまして、今回、中学統合が平成31年4月ということでしたので、統合後の3年に当たる、この年度で、また、あり方検討会が持たれたというような経緯だったのではないかと思います。もし、違っていたら、御指摘をお願いいたします。

これが、やはり、最初の検討会があって、二、三年後に見直そうと、そして、次の検討会があって、3年後に見直そうということで、今、来ている。結局、この見直し、二、三年後、二、三年後というふうに行っている間に、結局は子供の数は減ってしまっているというようなところだと思うんですね。数について、ちょっとあまりたくさんは遡らなかったんですけれども、幼稚園に関

しましては平成元年度は4人…平成じゃない、令和元年度では4人、2年度で5人、3年度で8人、令和4年度9人、令和5年度になると6人、次の6年度になると7人、7年度では6人というような今後の推計も出ていますが。また、寄小学校、令和元年度31人、2年度26人、3年度25人、4年度23人、今です。今後、令和5年度20人、6年度19人、7年度20人、8年度16人というふうに推移をしていくというようなこととなります。

実は、人口もそうですが、子供の数も今、日本中大騒ぎをしておりますけれども、この世代が年を取るといことが推計、容易に考えられるので、実はその何年後かの推計というのは、非常にはっきりしている数なわけですよ。それで、そのはっきりして減っていくというところが分かっている中で、二、三年、二、三年というふうに、様子見をしてきたというような印象がどうしてもあります。このこれまでのところ、今までのお答えの中では、寄の独自の教育を頑張っているんだというふうな回答がありました。私も、承知をしております。寄の幼稚園も小学校も非常にその自然を利用して、あるいはその地元の人材を協力をしていただいて、寄ならではのことを何とか取り入れようというふうに教育を展開しているというのは、私も見聞きして存じ上げております。

しかし、なかなかそれが、子供が増えるというところまではいっていないという現状があって、また今回のあり方検討会の提言がもうすぐ出ようとしている。恐らく、存続が望ましい、そして何年後には見直そうというようなただし書がつくのかなと想像はできます。ただ、本当にそれをやっける間に、人数のほうでどんどん減少してしまえば、結局、自然消滅になってしまうんですよ。本当に、これはそのままでもいいのかという危機感を、改めて持っていたきたいと思っています。

私たち、この間、秋に長野県の伊那市立伊那小学校というところに視察に行っていました。伊那市は、それこそ市ですので、ほかにも小学校幾つかあったりして、規模もとても大きいです、1学年が3クラス、4クラスあるような、そういう小学校でした。そこは、65年も前から通信簿がないという非常に独自の教育をしております。そして、国が総合学習を取り入れる前から、も

うとつくに前から、総合的な学習に取り組んでいる。それが、話を聞いたところ、私たち、総合的な学習、総合学習の時間っていうのを取り入れるように、国が言われてからの教育は、普通の教科がまずあり、そして週に1回だか2回だか、総合学習の時間があり、そこで、その学校に応じた取り組みをしようというような解釈をしておりました。ところがこの学校に関しましては、総合学習が柱になっているというところでした。そして、教科書は二の次だ。総合学習で例えば、あるクラスは動物を飼うと、うちの学級はヤギを飼おうというふうに決める。その決めるのも半年ぐらいかけて、子供たちが話し合っ決めて決めるんですが、決めてから、自分たちで牧場に借りに行く。そして、交渉をする。貸してくれと。そして、自分たちで小屋を作る。そして、実を言うと、3年間クラス替えがないので、その3年間の間に、2年半ぐらいになっちゃってるんですが、その間に、やっぱり動物ですから、発情期があったりとか、年を取ったりとか、いろんなことがある。それも全部子供たちが対応していく。教師は見守っていくというような、非常に独自の取り組みをしている。

また、あるクラスでは、パンをテーマにしている。そうすると、パン種を自分たちで見つけてきて、要するに天然酵母ですね、それを見つけてきて発酵させる、そこからやるんですよ。それで、石窯も自分たちで中庭に作ると、そういうところをやる。そして、そのクラスの書き初めを見ると、「天然酵母」とか書いてあるんですよ。いわゆる、書き初めの教科書の言葉ではないわけですね。

議 長 平野議員に申し上げます。持論の展開ではなく、質問のほうをお願いしたいと思いますが。

4 番 平 野 はい、今もうすぐ質問にたどり着きます。つまりですね、何が言いたいかと言うと、この学校を見に行くと、私も初めて認識したんですが、先ほど教育長のお答えにあった、学習指導要領に基づいてというところなんです、つまり学習指導要領に基づいていけば、教科書はいらない。あるいは、どうしてもその総合学習の中で、これは教科としては総合学習のそのテーマの中には入ってこないなというものだけは教科書を使うというようなやり方をしている、非常

に独自の展開をしていた。本当にこのくらいやらなかったら、寄の独自性というのがアピールできないんじゃないかと思うんです。そういった、何だろうな、このくらいでいいかなみたいなところの殻を取っ払うような試み、今までされてきたのでしょうか。その辺り、教えてください。

教 育 長

まず、総合的な学習の時間を活用して、各学校の独自の取り組みを行っていく、また、子供たち自身が、どういう課題を見つけて、どういう力をつけていくか、そういったものは、その学校独自、地域独自でやっていくものだと思います。そういった中で、寄地区の寄小学校、それについても、総合的な学習、これは当然、自分たちの自然、生きているところ、箇所をしっかりと学んでいこうというところに力を入れております。

ですから、その殻を破って、さらに云々っていうところも、もちろんあるかもしれませんが、教科においては、私たち自身も教科書を教えているわけではありません。教科書で教えています。そういった中で、子供たち自身に、今、人数が少ない中で、しっかりとした学力をつけていく、そういったことが大切であるというふうに思っております。

寄小学校の子供たちも、自分たちの、そのよさっていうことで、総合学習的な時間をうまく活用した中で、寄地区の方々と、そして触れ合う学習内容、自分たちで課題を持って取り組んでおりますので、特にそれで私たち自身も、いって、その殻を破ってさらについていう、特に時間とか、そういったものがまだ保証されていく中で、そういったものが取り組んでいければ、それはよりいいと思いますが、ただそれだけでいいというふうな形だけでは思っていない、一生懸命やっているというところは押さえていただきたい。

それから、根本的には、子供たちが減っているという中で、私たち自身は、今いる子供たちの教育をしっかりとやっていくという使命を持ってやっております。ですから、子供たちを増やす。まあ、言い方は失礼かもしれませんが、定住を増やしていくために教育をやっていこうというようなことは二の次ですし、そのためにやる手段であるならば、私は本末転倒だというふうに思っております。

4 番 平 野 非常に力強いお答えで、本当に心強いなと思います。今いる子供たちをしっかりと育てるといふね、この視点ですよ。寄独自の取り組みもしっかりされているという今お答えがありましたので、やはり、それがなかなかアピールできていないというところは、少し課題なのかなというふうに思っております。やはり発信ですよ。といいますのも、寄の移住者の方からちょっとお話を聞いたんですが、先輩の移住者が、昨日も先輩移住者の取り組みっていうのをどなたか言っていたと思うんですが、移住相談所になっている方だと思うんですが、その方に学校の様子を聞いたと。それがなかったら決心ができなかったというふうなお言葉、ちょっと頂いていて、やはり発信が少し足りないのかなという懸念はありました。また、それは教育課だけのせいではなくて、やはり定住少子化と教育がしっかりとそこ連携して発信をしていくっていう必要があるのではと思いますが、今、発信その辺は定住少子化のほうは、教育課へのリンクというのはちゃんとできているのでしょうか。

参事兼政策推進課長 定住少子化として、教育課とリンクというか、発信につきましてはですね、定住少子化ということではなく、町全体で、とにかく人口増加も含め、寄の教育に特化してものも含め、発信することをやっておりますので、その辺は町全体で連携して、新たな取り組みについては、ホームページとかも担当しておりますので、いい形の発信の方法などをアドバイスしながらですね、またですね、特に行政のほうにつきましては、発信の仕方が非常にやっぱり下手なので、その辺は今、官民連携事業等々を含めてですね、あらゆる方法を使って発信をしていく、この連携をしているところでございます。以上です。

4 番 平 野 ぜひ、発信に関しましては、町全体でというのももちろん大事なんですけど、やはり、子供を持っている、その何ていうのかな、移住を探している方にとっては、教育ってすごい大事なトピックなんですよね、移住の中で。そのところはしっかりとリンクを張る。あるいは伊那の場合は、移住相談に学校見学や学校相談をちゃんと入れているんですね。そういうところまで、しっかりと対応していただかないと、なかなか、その子連れの移住っていうのは望めないのかなと思いますが、どうでしょうか、その辺り、やっていただけますか。

定住少子化担当室のほうではですね、移住相談所というところを定めております。またですね、平成26年から定住少子化担当室っていうのができまして、外に出て、移住セミナーと、都心部に行ってやっております。そこに来た方がですね、どういう要望があるのかとか、については、学校の情報はもちろん、今後どういうところに環境で住みたいのかとか、そういう情報を流しております。現在もですね、そういう情報があります。移住相談っていうのはあります。特に寄地域においては、こういう場所に住みたいんです、学校はどうですかというところがあります。その辺で、どうしても現場に行きたいということがあった場合、あったときもありました。そのときはですね、日程を調整し、直接ですね、寄の現場に行って、これ外からなんですけども、学校の教育の要覧を見せてもらったりしながらですね、町の教育現状を周知し、それによって、そこに住んだという状況を、後追いをしているんですけども、ちょっとないんですけども、そういう情報は適宜やっているところがございます。以上です。

4 番 平 野

適宜はやっているということで、ぜひね、学校とその辺は、相談をしながら、学校を見たいという方、本当に実はいるんじゃないかと思うので、孟母三遷ということもありますので。といいますのも、この伊那に関しましては、本当にこの独自の教育というのが知られるところになって、そして、子育て世代で自然の中で子供を育てたいっていう方は多いので、そういう方たちが例えば瀬戸内海の島に引っ越したと、幼稚園生を連れて。ところが学校に上がろうとしたら、そこでは普通の学校しかなかった。普通の教育しかなかった。普通っていうのが、ちょっと分からないんですが、なかったと。それで、もう一度探したところ、伊那にとってもオリジナルなことをやっている学校があるというところで、もう一度、伊那に移住したというケースがあるらしい。そういった教育が引きつけるという部分は、実はあります。

今、教育長のお答えの中で、やはりそれは本末転倒であると、定住のための教育ではなくて、今いる子供たちを育てるのだと、この観点は絶対に失ってはいけないんですけども、けれども、この寄の学校の少子化を考えたときには、やはり定住のためではない、それがメインではないにしても、この視点は

どうしても意識をしておかなくてはいけないところだと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

教 育 長 もちろん意識してないわけではありません。その寄地区の教育の中で、より、また活動がですね、今やっている活動より、もっともっと、いろんな活動が子供たち、それから地域の方々と一緒に考えた中で、生まれてきて、それがまた少しのオリジナリティーにつながっていくものであればいいなというふうには思っております。ただ、今の現段階で、私たち自身も、これぐらいでいいかなっていうような思いではないと、そういう思いで教育に携わっているということは御理解頂きたいというふうに思っております。

それで、さらに、やはりここはもう、これから、やはり地域の方々と協働で学校づくりをしていかなければなりません。そのために、コミュニティ・スクールの導入についても、今、検討のほうを進めておりますし、その中で、寄地区の方と一緒にですね、学校教育、また考えていきながら、子供たちのために尽くしていきたいというふうに思っております。

4 番 平 野 ありがとうございます。本当に、これでいいとは思っていないというね、このお気持ち、本当に大事だと思います。皆さん、それぞれの現場で頑張っておられるということを、私も知っております。ぜひ、皆さんで頑張りたいと思っておりますが。

自然の中での教育ということなんですけれども、今までもね、いろいろな散策をされているということなんですけど、それを深めていくというのも一つ手だと思います。例えば、大分前なんですけど、自然館が主催でよくやっていたのは、植物や生き物の専門家、今も時々やってるんですけど、と一緒に散策をするというような試み、よくやってくれていたんですけど、それを学校、幼稚園でやってもいいんじゃないかと。もちろん、理科の先生はいらっしゃるんで、できるんだと思うんですね。子供たち、ただ歩くのではなくて、物の名前を知っていくってすごい大事なことなので、そういった専門家の方たちと一緒に、まず名前を知るところから始まっていくのは一つかなと。また、以前、寄中学校があったとき、毎年、文化祭、町の文化祭で、美術の作品展示していまし

たよね。あのとき、私、毎年見て、寄中学校の美術作品のレベルの高さに、本当に毎年驚いていました。これは独自の指導の目がかけられること、一人一人に指導の時間が充てられることっていうのが、最大限に活かされた、何ていうのかな、その結果だったと思うんです。こういった少人数で、そういう効果が出せるっていう部分を、非常に感じた取り組みです。こういった取り組みを、やはり丁寧に、寄の中では学校の中で生かしていただければというふうに思っております。

そしてですね、今、教育長のお言葉の中にありました、コミュニティ・スクールについて、ちょっと教えていただきたいことがあります。新年度予算の概要にもありましたが、この具体的なところをちょっと教えていただきたいんですが。今までも学校評議員というものがあったと思うんですが、これとどういうふうに違ってくるのかというところ。あと、どんなメンバーが入っていくのかというような、その辺りを教えていただきたいと思います。

教 育 課 長 コミュニティ・スクールの現状と今後から説明させていただきます。現状としまして、令和7年度から、コミュニティ・スクールを導入に向けて現在準備をしております。今年度は計画書やスケジュールを作成いたしまして、総合教育会議で確認の後、校長・園長会や教育委員会定例会で説明をさせていただいたところでございます。また令和7年に、県のコミュニティ・スクール推進体制構築事業に係る補助金申請の意向確認がありました。そこでは、申請をするという意向で県に提出をしております。その後、令和5年2月に補助金、これは学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金というものなのですが、その補助金の今現在は仮申請を行った状況でございます。

4 番 平 野 補助金はいいいので、今までの評議員とはどう違うのか。

教 育 課 長 そうですね。今後は、令和7年度に向けて、準備を進めているわけなんです。が、評議員につきましては、学校評議員につきましては、校長の求めに応じまして、学校の運営に関して意見を述べるというふうに規定されてました。学校の求めに応じて。今回のコミュニティ・スクールの導入に当たっての評議員は、評議員ではなくて、今回は地域学校協働活動推進委員という保護者、学

校、教育委員会そして地域住民との橋渡しができる地域の人々と広いネットワークを持つコーディネーターの人材、そういった者で組織しているものでございます。具体には、学校の求めに応じて、意見を述べるのではなくて、もっと深く学校に入ることでございます。その運営委員会の役割としましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができる、そういった違いでございます。

4 番 平 野 ちょっとコミュニティ・スクールの、何かすごい、これまでと違うぞっていうところが、ちょっとよく分からないんですけども。要するに、今までの学校評議員は学校のほうがメインであって、それを聞いて評議員の方は、いい悪い、じゃあこれでいいですよとか、そういうふうに判断していたと。今度はそうじゃなくて、コミュニティ・スクールは、もっと深く学校に入って、その委員となった方たちが、こうしようよみたいな提言を入れていくと、そういうことですか。

教 育 長 じゃあ、私のほうから、ちょっと補足させていただきます。今までの学校評議員っていうのは、年何回か会議を持って、学校の運営に関して、学校のほうから説明をしながら、そしてそれに対して意見とか、アドバイス等も頂きながら進めてきて、評価をして、最後に学校のほうからもこちらのほうに、その内容も報告は受けている状況です。ですから、今の学校評議員っていうのは、今の学校の運営について、いろいろ考えとか意見も、意見交換をしながら進めてきている。今度、コミュニティ・スクールの場合には、その学校評議員は、評価部会という形になる。そして、当然コミュニティ・スクールには、そのコーディネーターがいて、そして学校と、学校の中でもこういう部会が欲しい、例えば学習支援部会が欲しい、支援してほしい、あるいは環境整備してほしい、あるいはもっとこういう、いろんな活動、学校がもっともっと地域の協力を得たいという部会を、協力して設置をしていきます。その中では、いろいろ地域の方々と調整をやっていただいたりとか、実際にもう参画をしていただく。それが地域運営協議会という形で大きく取り組んでいる。その一部の中に、評価部会という形の位置づけになっていきます。ですから、今までは参画するっ

ということがなかったんですが、今度は、地域協働ってということで、あらゆる方に参加をしていただいて、一緒に活動もしていただくというような形のがコミュニティ・スクール。そして、その中に長としてコーディネーターがどうしても必要になってきますので、そういった方々も、いずれ募集のほうも協力を得ていかないといけないというような形に変わっていきます。

4 番 平 野 すごく説明でよく分かりました。非常に、地域の住民が学校に参画していくというところで、これまでとは大分様子が違ってくるということが分かりました。これもじゃあ、学校ごとということになるということで、寄小学校には寄小学校のコミュニティ・スクールメンバーができるということですね。分かりました。ありがとうございます。ぜひ、こういった取り組みも、期待できることだと思いますので、進めていただきたいと思います。

もう一つ、よく言われる、小規模特認校というところの可能性についてお聞きしたいと思うんですが。小規模特認校に関しまして、寄の小学校に適用することとは、私はちょっと可能性低いのではないかなっていうふうに、ちょっと考えております。というのは、母体が松田町、つまり小規模特認校は、学区の自由化という方向なので、もともとの学区が松田町ということであれば、この松田町の中からは行けない、寄に、希望してもね。なので、母体の数が少ないところで小規模特認校にしても、あまり意味がないのかなっていうふうに考えてはいたんですが、その辺り、ちょっと教育のほうでは、この展開に関してはどのようにお考えでしょうか。

教 育 課 長 小規模特認校につきましては、やはり今の御質問のとおり、自治体を越えた学区ではございませんので、同じ町内、松田小学校区から入学を認めるものでございます。教育委員会としまして、母体が少ないということで、近隣の大井町の相和小学校でも、なかなか効果が見られないといったものでもございました。そういった中で、本年度、寄地区のあり方でも、小規模特認校どうするかってということで、住民の方に、近隣の方に意見を賜ったんですが、すぐに導入するってということではなくて検討を行うということ、町と住民、検討を行って、また、他の自治体の動向等を確認しながらということで、意見は頂いたと

ころでございます。そういったことで、今すぐに導入っていうのは考えておりませんが、研究をするということでございます。

4 番 平 野 そうですね。そのとおりかと思えます。私、片浦の小学校もちょっと見せていただいているんですが、あそこは小規模特認校が非常にうまくいっているケースかと思えます。小田原市のね、片浦小学校です。そういう、幾つかいいところを見ると、小規模特認校いいのではないかと思いがちですが、やはり今、教育課長がおっしゃったように、ちょっと寄には、なかなか適用できないのかなと思っておりますが、その小規模特認校の中ですね、教育の中身は非常に参考になるところがあるかと思えますので、ぜひ、その辺りを研究の中では取り入れていただけるといいのかと思えます。要するに、規模が小さいことを生かした教育あるいは地域との連携、寄は既にやってらっしゃるところで、その辺りの独自性を高めていくというのは、非常にいいかと思えます。

ちなみに、片浦小学校で面白いなと思った取り組みは、高学年全員が金管バンドをやっているという、こういうのもありました。また、これも非常に参考になると思ったのは、放課後子ども教室と学童の一体型ということをやっておりました。この辺は、取り入れられるところではないかなと、非常にまた魅力が高まる場所ではないかなと思ったりしました。

また、この片浦の話聞きに行ったときに、どういったお子さんが小田原市内から片浦を選ぶのかというところを聞いたところ、小田原市内で、非常に伸び伸びとした野外保育をやっている幼稚園があるそうで、その子供たちが卒園時に、やはり片浦を選ぶという割合が多いと聞きました。ということは、やはり幼稚園からの継続性というのは、非常に一考の必要性があるのではないかと思います。寄の幼稚園も、今、先ほどの回答の中で、独自性を発揮しているというようなお言葉がありましたので、ぜひ、そこを深めていただいて、またアピールもしていただくといいのかなと。

そして、森の幼稚園というのがね、今、全国的に増えております。これは、一応未認可の幼稚園なんで、寄幼稚園には既にね、園舎もあるし、認可になっている…認可っていうか公立なので、全然これは関係ないんですが、そのシス

テムとしては。ただ、中身としてね、やはりこのフィールド、自然をフィールドとしていて、そしてその地域の方々の協力を得ながら幼稚園としての学びを深めているという。これが、やはり寄幼稚園の方向として非常に近いと思いますので、この辺りもアピールをしていくといいのではないかと考えています。

これが、やはり、講師の謝礼なども予算化していただきたいし、また先生の研修というの、幼稚園の先生の研修というの必要ではないかなと。今やっていることでもいいんだけど、もっとそれを深めていく、オリジナリティーを打ち出すっていうところで、先生にもぜひ研修をしていただいて、森の幼稚園的なものをアピールできるようになっていくと、そこに子供が集まり、その子供たちが寄小学校に上がるという連続性が期待できるのではないかと考えていますので、ぜひ、今の方向を深めつつ、もっと踏み込んでほしいなというふうに思います。

こういったところ、ちょっと時間もなくなってきましたんですが、こういった自然をフィールドにする幼稚園、小学校の教育の中で、やはりちょっと心配されるのがヤマビルのことなんですけれども、どうでしょうか、ヤマビル対策のところは、あまり進まないと思うんですが、ちょっと担当課の方で何か現状あるいは対策、お願いできますでしょうか。

観光経済課長 担当課ということで、ヤマビルの担当課ということで、整理をさせてもらってよろしいでしょうか。ヤマビル対策については、地域の方にですね、駆除剤などを、主にハイキングコース、先ほど散歩の話もありましたけど、そういったところに散布で御協力を頂いたりしてございます。また、感染症対策の交付金を使った忌避剤なんかも地域にお配りをさせていただきました。学校のほうもですね、いろいろと野外活動が多いという話の中では、いろいろストックしている…ストックというかですね、今言った忌避剤等もございますので、うまく連携しながら活用できればと、このように考えております。

4 番 平 野 ありがとうございます。なかなかこれはね、進まないところですが、ぜひ、お願いいたします。

2 番目のところに行きますが、ジビエ施設の建設のときに説明聞いたとき

に、給食にも使えるしっていうのを、ちらっと聞いて、これはちょっとええって、そのときは思ったんですが、やはりその後、見聞を広めると、これは現実的に考える価値があると思うようになりました。全国では、ジビエを給食に取り入れているところが、意外とだんだん増えてきているというところで、ぜひこれも研究を深めていただきたいんですが。まだ、何しろ施設ができたばかりということ、お答えの中にも、これからだというようなことでしたので、ここはもう、ぜひ教育課と一緒に研究を深めてくださいという要望でしか、ちょっと今は私も言えませんので、お願いいたします。そして、導入に当たっては、栄養士だけではなくて、保護者の理解が不可欠だと思いますので、ぜひ丁寧に進めていただきたいなど。また、好き嫌いが分かれる食材でありますので、代替のことも、ちょっと考えなくてはいけないのかなと思っております。

3つ目のところにいきますが、この先ほどから耐力度、耐久度というのがあったんですけども、私も最初に聞いたときに、その耐力検査ってというのが、ちょっとぴんとこなかったんですね。耐震と違うのっていう。また、税制の中での耐久年数っていうのかな、耐用年数っていうのかな、それとも違うのかなと。ちょっと理解が難しかったところなんです。その辺り、耐久度というのは、一体その税制で言う耐用年数とか、それからもちろん耐震とか、その辺りがどう違うのか教えていただけますか。

教 育 課 長 耐力度と耐震ですが、まず耐力度ですが、老朽化した建物に対しまして、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3つの項目を総合的に診断、調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものでございます。それに対しまして、耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐えられるか、そういう力を有しているかについて、構造力学上から診断するものでございます。そういった違いでございます。

4 番 平 野 耐震と耐力度は分かるんですが、耐用年数と耐力度ってというのは、どう違うんでしょうか。（私語あり）ちょっといいですか。いい、ちょっといいですか。ああ、じゃあ、すみません。

参事兼まちづくり課長 一般的に申します耐用年数というのは減価償却の資産が利用に耐える年数の

ことを指しております、ものの丈夫だとか、地震に強いとか、そういうことではございません。以上です。

議 長 耐力度は。

4 番 平 野 そうです、耐力度は。

議 長 耐用年数は分かりましたけど、耐力度というのはどういふ。

4 番 平 野 どう違うんですか。

参事兼まちづくり課長 耐力度は、先ほど教育課長申しましたとおり、経年劣化による耐力低下、要するにものが悪くなったのか、悪くなってないのかというものをチェックしたものが耐力度でございます。以上です。

4 番 平 野 すみません。簡単に。

議 長 まとめてお願いします。

4 番 平 野 私が心配したのは、耐用年数って、よくコンクリートのものは47年とか50年って言われている、それが100年もつって言われちゃったというところが、ちょっと分かりにくかったんで、そこの違いを聞いたかったんですけども。

町 長 説明が今ありましたように、耐力度診査をやったところですね、結果的にこの約50年たった間の中で、どのくらい、ひび割れだとか、コンクリートの脆弱さだとか、その辺がなったのかっていう調査をさせていただきました。その結果、この50年間の中で、ひび割れの箇所数が少なかったり、ひび割れの鉄筋の中に水が入っているだとかっていうことが、ほとんど見られなかったという結果をもとに基準値を、補助金の基準値を超える、並びにその計算上100年程度もつと、机上の上では、というふうな結果をもらったということになります。ですから、耐用年数というのは、先ほど減価償却の分の年数プラス、結果によっては、あとプラス100年ぐらいもちますよと、このままでいくと。それをあと100年もつ建物なのに松田町さんは自分たちで建て替えをするんなら、あなた方のお金でやりなさいと、国としては。その基準より下で、小学校はその下だったので補助金出しますよと。ただ、長寿命化をするなら、3分の1出しますと、そういった流れで今まで来てるということでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

4 番 平 野 今のお答えで分かりました。ちょっとすみません。時間配分を間違えましたので、またカウンターで聞きます。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第7号、平野由里子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午前10時10分より大会議室において、議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催しますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。また、休憩中に昼食を取ってください。午後は1時より再開いたします。 (9時56分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

休憩中に、町長より議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提出がありました。ただいまより議案第22号を配付しますので、この議案の取り扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。事務局は議案第22号を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第、再開といたします。 (13時01分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時05分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定しました。お手元の議事日程の日程第2の前に追加をお願いいたします。

議 長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 平野由里子君。

議会運営委員長 それでは皆様、議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、3月3日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと、委員会を開催し、次のとおり決しましたので、御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わりますが、不備な点ございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

議 長 追加日程第2「議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定

める。

令和5年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令等の一部改正により、出産にかかる経済的負担を軽減するための出産育児一時金の支給額が変更となるため、町条例について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。令和5年2月1日に公布された国民健康保険施行令等の一部改正により、出産にかかる経済的負担を軽減するための出産育児一時金の支給額が、現在の42万円から50万円に令和5年4月1日より変更されることに伴い、町の条例を改正するものでございます。

3枚目の参考資料1を御覧ください。新旧対照表にて説明させていただきます。現行、出産育児一時金は第5条で規定されておりますが、下線部分42万円を改正案で50万円と改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例なんですけども、これの中段、附則、施行期日。この条例は令和5年4月1日から施行する。

経過措置。この条例による改正後の松田町国民健康保険条例第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以降の出産にかかる一時金から適用し、この条例の施行日前の出産にかかる一時金の支給については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

6 番 井 上 1点だけですね。ここで42万円から50万円ということですが、令和5年度予算でのですね、取り扱いというのはどういうふうに考えておられますか。

町 民 課 長 令和5年度の予算では50万円で見込ませていただきました。以上です。

6 番 井 上 じゃあこれ、令和5年度当初予算書(案)ではですね、300万円ということで出産育児一時金が計上されておりますが、これは50万円×6件ということで積

算をされているということで理解してよろしいですか。

町 民 課 長 はい。

6 番 井 上 了解しました。結構です。

議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。追加日程第2議案第22号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。日程第2議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例と、日程第3議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の2件の議案につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に関する規定を整備するため提案するものです。よって、一括議題(松田町会議規則36条)、個別審議とさせていただきます。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2議案は一括議題、個別審議とすることに決定しました。

議 長 日程第2「議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第3「議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 それでは議長の御指示に基づいて提案をさせていただきます。議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。また並びにですね、議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸

提案理由。地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 それでは議案ごとに審議しますので、議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。改正の理由といたしまして、地方公務員法の一部改正に伴い、町職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制、任用及び給与に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正内容を御説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、議案を13枚おめくりいただきまして、参考資料の2のほうを御確認ください。一番最後ですね、のページになります。2月の全員協議会での資料で御説明をさせていただきたいと思っておりますが、3番の骨子を御覧ください。今回の条例改正に入る前に、主立った改正を再度御説明申し上げます。

①は定年の引き上げでございます。現在、職員は60歳に達する年度の3月31日をもって定年退職することとなっておりますが、令和5年度から段階的に引き上げ、令和13年度で65歳までに引き上げるものでございます。

②役職定年制の導入です。定年を引き上げる中で、組織の新陳代謝や活力維持のため、管理職を60歳に達した日の次の4月1日までに降任、すなわち管理

職から役降りすることとしたものでございます。

③番目に定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳に達した以後に退職した職員が定年の日までの間、短時間勤務の非常勤職員である定年前再任用短時間勤務職員として勤務することができる制度でございます。定年引き上げと併せて60歳以降の多様な働き方を確保するものでございます。

④番、暫定再任用制の導入でございます。暫定再任用職員も65歳まで勤務できる制度です。ただし定年の引き上げ期間中の職員のみが対象でございます。定年の年齢が65歳に定着する令和14年度以降には、暫定再任用はなくなるため暫定としているところでございます。期間は令和5年度から13年度までの9年間でございます。定年前再任用短時間勤務職員と、条件面での違いはございません。

⑤番目でございます。60歳を超える常勤職員の給与引き下げです。定年延長による60歳以降の常勤職員の給与は、当面の間、直前の給料月額の7割水準となります。なお、管理職であった職員は役職定年により降格し、その給与の7割水準となると、2段階での減額となることから調整額が支給されることとなります。

それでは議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。恐れ入ります、議案を4枚お戻りいただきですね、10枚目の参考資料1の新旧対照表のほうで御説明申し上げます。右が現行でございます。左側が改正案でございます。改正案では本条例に目次を設け、第1章総則、第1条から第5章雑則、第13条までの章区分と附則を新たに設定します。また、第1条の前に第1章総則の章名を付してございます。

第1条の規定につきましては、地方公務員法の改正に伴い、新たに分限を加え、及び条ずれを改めるものでございます。

続きまして第2条の前に第2章定年制度、章名を付してございます。

第3条の規定につきましては、定年の年齢の規定を60歳から65歳に…65年に改め、同条のただし書を削るものでございます。

第4条第1項の規定につきましては、従前から定年退職の特例として勤務延

長の規定が設けられていましたが、恐れ入ります、1枚おめくりください。次ページをお願いいたします。2ページの上から4行目のただし書を追加しですね、第9条の規定による役職定年が延長された職員はその限りにおいて同時に定年の勤務延長ができる規定となります。期間は異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないとしております。

第4条第1項第1号から第3号、並びに第4条第2項から次ページ、3ページの第5条までの改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い分限を改め、及び分限を新たに追加するものでございます。

第6条以降につきまして全て条項を新設するものでございます。第6条の前に第3章管理監督勤務上限年齢制の章名を付しております。

第6条の規定は、町の給与条例第7条第1項に規定する管理職手当が支給される職員を役職定年の対象とするものでございます。参事、課長、専任主幹の職が該当になります。

第7条の規定は、役職定年となる年齢を60歳と規定するものでございます。

第8条の規定では、役職定年する職員を降任させる際の3つの基準を遵守しなければならない規定を定めたものでございます。恐れ入りますが1枚おめくりくださいませ。第1号は適性のある職に降任させること。第2号はできる限り上位の職に降任をさせること。第3号は役職が上位の職員と同時に降任させるときは、上位の職員と同等かあるいは下位の職員に降任させること。この3つの要件を遵守事項として規定してるものでございます。

第9条の規定は、役職定年の特例を定めるものでございます。役職定年となる職員について、その降任により公務の運営に著しい支障が生じる場合は、第1号から第3号の規定する事由があるときは、役職定年する時期を1年間延長し、引き続き同じ役職に就かせることができるものとするものでございます。

恐れ入ります、5ページのほうをお願いいたします。第1号の規定は、当該職務が高度の知識や技能、経験が必要とするものであること。第2号の規定は、当該職務に係る勤務環境や勤務条件に特殊性があること。第3号の規定は、当該職員を職務を担当する職員の交替が業務遂行上重大な障害となる特別の事情

があることと、3つの規定をしております。

第9条第2項は第1項の異動期間が再延長できる規定を設けており、役職定年の延長の期限が終了した時点で、前項の事由に引き続き該当するときは、さらに1年の延長をすることができることとし、最大3年までの延長を可能とする規定としております。

1枚おめくりいただいて、次ページ、6ページをお願いいたします。第10条の規定は、第9条の規定による役職定年の延長をする場合には、その職員の同意を必要とするものとしております。

続いて第11条では、第9条第1項の各号で規定する役職定年の延長のための要件が消滅した場合は降任することを定めたものでございます。

第12条の前に、第4章の定年前再任用短時間勤務制の章名を付してございます。第12条の規定は、60歳に達した日以後に退職した常勤職員を選考により定年退職日相当まで定年前再任用短時間勤務として採用することができる規定でございます。

第13条の前に、第5章雑則の章名を付してございます。第13条は雑則として必要な事項を規則に委任する規定でございます。

恐れ入ります、7ページのほうを御覧くださいませ。次に、この定年条例の制定附則の改正でございます。第3項に、定年に関する経過措置の規定を新設するもので、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、2年ごとに1歳ずつ定年の年齢を階的に引き上げる旨を定めるものでございます。第4項の規定は、松田町国民健康保険診療所の医師においては、第3項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間は定年の年齢を65歳とするものでございます。第5項は、7ページから次ページに続きますが、第5項の規定は、職員が59歳になる年度には、60歳以降の任用や給与等に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認する旨を定めたものでございます。

恐れ入ります、9ページお戻りいただきまして、議案本文7ページを御覧ください。議案本文7ページでございます。本条例会則の附則について御説明い

たします。まず附則第1条として、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。ただし、附則第9条の規定は公布の日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、1枚おめくりいただき8ページをお願いします。第2条は勤務延長による経過措置を定めるものでございます。本条例改正前の旧定年条例により勤務延長された職員が、改正後も勤務延長事由に該当するときは、引き続き3年を限度に勤務延長を可能とするものでございます。第2項は定年年齢の引き上げ中において、一旦定年年齢に達した職員は、勤務延長をしても昇任や降任、転任といった異動をすることはできないとするものでございます。

恐れ入ります、9ページを御覧ください。附則第3項でございます。第3項は、勤務延長における職員の同意義務や、勤務事由の消滅による兼務延長の終了といった、改正後の定年条例第4条第3項から第5項の規定について、附則第2条第1項の規定による勤務について準用するものでございます。

附則第3条第1項は、本条例改正の施行日前に定年退職した職員については、選考により1年の任期中で暫定再任用フルタイム職員として採用することができるものとしたものです。第1号は施行日前に退職した者、第2号は旧条例の規定により定年延長した者、第3号は25年以上勤務し退職してから5年以内の者、第4号は25年以上勤務し退職してから5年以内に再任用等をした者でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき10ページをお願いいたします。附則第3条第2項では、本条例改正の施行日後に定年退職した職員等について、暫定再任用フルタイム職員として採用することができるものとしたものでございます。第1号は施行日後に退職した者、第2号は施行日後に勤務延長された後に退職した者、第3号は定年前再任用短時間勤務職員の任期中を満了した者、第4号は25年以上勤務し退職してから5年以内の者、第5号は25年以上勤務し退職してから5年以内に再任用等をした者でございます。

第3条第3項は、次ページ11ページにまたがりませんが、附則第3条第3項は前2項の職員について65歳になるまで1年の任期中で降任を可能とする規定でござ

ざいます。

恐れ入ります11ページのほうをお願いいたします。附則第4項は、暫定再任用職員の任期を更新する際は、勤務実績や人事評価等が良好な場合に限るものとしたものでございます。第5項は、暫定再任用職員の任期を更新する際は、職員の同意を必要とするものでございます。

附則第4条は、本条例改正の施行日前に定年退職した職員等については、選考により1年の任期で暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるものとしたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。附則第4条第2項は、本条例改正の施行日後に定年退職した職員等について、暫定再任用短時間勤務職員として採用することができるものとしたものでございます。附則第3項は、任期の更新について定めた附則第3条第3項から第5項の規定について、暫定再任用短時間勤務職員に準用することを定めたものでございます。

本条例の改正根拠である地方公務員法の改正法附則第8条第3項及び第4項では、施行日前に採用された暫定再任用職員のうち、定年に達してない職員であっても昇任等ができないことが定められており、その定年が定められていない職及び定年年齢を条例で定めることとされております。

附則第5条は、定年が定まっていない職として、施行日以後に設置された職等を規定し、その職の定年の年齢をその職が施行日前に設置されていたものとした場合における定年年齢として、第5条第2号に定めるものでございます。

13ページをお願いいたします。附則第6条第1項及び第2項については、前2項の規定について短時間勤務の職とした場合の規定であり、定める職及び年齢は同様のものでございます。

続いて地方公務員法改正法附則第8条第5項においては、暫定再任用職員は定年年齢が引き上げられても定年に達しているものと見なす旨が定められており、その引き上げ前の定年が定まっていない職及びその対象者について条例で定めることとされております。

第7条第1項では、引き上げ前の定年が定まっていない職として施行後に設

置された職等を規定し、その職の対象者、対象職員をその職が施行日前に設置していたものにした場合において、定年年齢に達しているものとして第2号及び第3号に定めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。第8条は、一旦定年に達している職員については、定年引き上げ期間中により定年が引き上げられても、定年前再任用短時間職員には採用できないことを定めたものでございます。

恐れ入ります、15ページ目でございます。9条でございます。9条は先に御説明申し上げましたとおり、任用に関する情報提供と意思を確認を行う年齢を定めるものでございます。令和5年度に60歳となる職員を規定したものでございます。なお、参考資料には2月の全員協議会で御説明申し上げました松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 ここでですね、定年が60歳から65歳になるという、地方公務員法とですね、松田町職員の定年に関する条例の一大改革だというふうに理解しています。今の説明でですね、かなり丁寧な説明を頂き、ありがとうございました。条例とか附則ではなくですね、参考資料の2についてのちょっと質問があるんですけども。参考資料2のですね、最後の3ページにですね。60歳を超える常勤職員の給与引き下げというところで、絵があります。そこでですね、60歳を超えるとですね、7割水準になると。役職定年はですね、7割水準。で(B) + 調整額(A - B)ということで、これはここに書いてある内容の理解、私の理解ですと、課長の職にある者は役職定年で主幹に降格をするということの説明だと思います。ただその場合ですね、この調整額A - Bで3,400円と。そこが調整額になるんで、7割水準のBから調整額A - Bをそれに足すんだということですけども。これは単純にA × 70%、このグラフみたいな絵の中の左側のほ

うに書いてある28万100円ですか。それとですね、この主幹で降格した部分のその3,400円の調整額をやったもの。その違いがですね、同じ結果になるのではないかなと思ひまして。なぜ役職定年者について7割水準の(B) + 調整額(A - B)ということをおざわざここに説明としてあるのか。そうならない場合の違い等があるのかを確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

総務課長 今、井上議員の御質問にお答えします。まず課長の給料から降任で、60歳になって降任ということで、まず主幹級に降格というか降任をします。そのときに給料が7割にダウンでこれ28万100円ということなんですが、主幹級で一番直近で近いのがこの給料、39万5,300です。この給料に対してさらに7掛けになります。7掛けになって右が27万6,700円になります。要は主幹級で28万100円という給料表がないので、主幹級のクラスで7掛けになります。本来であれば課長級の給料ですから28万100円が7割相当なんですが、一番直近で27万6,700円になりますので、その差額分、要は28万100円は確保するためにその調整額というものが必要になる、そういうような形でございます。要は管理職でありますと、管理職手当というものが今まで支給されてるんですが、それがなくなって、さらに給料も7割ということに下がってしまいますので、その差額分の補填という形になります。以上です。

6番井上 今の確認しますと、28万100円、Aのところなんで40万100円×70%で28万100円ということになるんですけれども。それに該当する部分というのは、主幹級の給料表にないということで、実際にこの最終的にもらえる額、給料表にあるのは、27万6,700円というものが給料表にあつて、それに調整額に3,200円、これは計算上で出すという、それを加えなければいけないという理解でよろしいんですか。

総務課長 ごめんなさい、すみません、ちょっと私の認識が違ってます、ごめんなさい。要は40万100円に一番近い主幹級の給料表が39万5,300円。その7掛けという形になります。すみません。

6番井上 じゃあ給料表ではですね、ここで役職定年となった方の給料表というのは、39万5,300円の給料表に該当をすると。実際に支給を受ける額はその70%な

んだけれども、そうすると27万6,700円になってしまうので、実際にはもっと3,400円余計にもらえるんだよと。そこについては給料表としてはそれに該当する部分で、それに7割換算のものと、あとさらに調整額の3,400円が実際に支給に該当するという理解でよろしいでしょうか。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 はい、了解しました。

議 長 ほかにございますか。この辺で質疑を打ち切ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第2号松田町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第3「議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは議案第3号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、御説明させていただきます。

改正の理由としましては、地方公務員法の一部改正に伴いまして、関係する8つの条例を一括して改正し、2つの条例を廃止するものでございます。それでは恐れ入りますが、議案を7枚おめくりいただきまして、8枚目の参考資料1をお願いいたします。新旧対照表でございます。

最初にですね、第1条関係の松田町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例です。右が現行で左が改正案でございます。1ページから2ページにわたるものでございます。こちらのほうの条例は、地方公務

員法の改正に伴います条ずれや条の廃止や、また再任用短時間勤務職員を規定している条文を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、分限の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして3ページをお願いいたします。松田町職員の分限に関する手続及び考課に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係につきましては、この条例につきましては職員に降任、免職、または休職といった処分をする場合の手続を定める条例でございます。地方公務員法第27条第2項では、給料を下げる、降給をする場合は、条例で定める事由によらなければならないとされていることからですね、役職定年による降給の処分についても、この条例に必要な事項を新たに定めるものでございます。第1条の趣旨の規定でございますが、こちらのほうに降給の処分を追加するものでございます。

附則第1項に、見出しとしまして、施行期日を付し、附則に降給に関する経過措置の見出しと2項を加えるものでございます。

第2項は降給に関する経過措置として、60歳以降における給与を7割水準とする給与条例附則第14項の規定による降給を追加するものでございます。

附則第3項として、給与を7割水準とする場合の本条例の第2条第2項に規定する書面通知を行うことを規定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。職員の懲戒の手続及び考課に関する条例の一部を改正する条例、第3条関係でございます。第3条では、懲戒として給与を減額する場合は、その発令された日に受ける1か月の給料の10分の1以下の額を1日以上6か月以下の期間給与から減額することとしている規定において、60歳以降の給与を7割水準とする措置をはじめとする、給料が当初より下がった場合には、その下がった額の10分の1以下の額を減額とする規定を後段に追加したものでございます。

恐れ入ります、次ページ、5ページを御覧ください。松田町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第4条関係でございます。こちらは5ページから7ページまでになりますが、この条例につきましては地方

公務員法の改正に伴います条ずれや再任用短時間勤務職員を規定している条文を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、分限での改正を行うものでございます。

恐れ入ります、2ページをおめくりいただいて8ページ、8ページをお願いいたします。松田町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例、第5条関係につきましては、8ページから12ページになります。第2条では、一部の非常勤職員や勤務延長された職員を、育児休業が取得できない職員として列記しており、同条の第3項第4号に繰り下げ、第3号として役職定年が延長された職員を追加することとございます。

8ページの第16条から12ページの第20条までは、地方公務員法の改正による条ずれや条の削除、また再任用短時間勤務職員を規定している条文を、定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、分限の改正を行っているものでございます。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。附則でございます。附則として、給与条例附則第14号の規定が適用される、育児短時間勤務をしている職員に関する読み替えの見出しをつけて第5項の規定を追加しているものでございます。

続きまして、13ページの松田町職員の公益等法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例、第6条関係になります。この条例は、松田町職員を公益的法人に派遣するために必要な事項を定めたもので、当町においては松田町社会福祉協議会、松田町シルバー人材センター、松田町観光協会に職員を派遣できることとなっております。第2条第2項には、非常勤職員や勤務延長された派遣することができない職員として列記されており、第2条第2項第1号中、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、同項の第4号を1号繰り下げ、第5号として役職定年が延長された職員を追加するものでございます。

1枚おめくりいただき、14ページをお願いいたします。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例では、地方公務員法の条

ずれにより改正を行うものでございます。

15ページの松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第8条関係でございます。第4条第9項では、再任用職員の給料月額について規定していたものを、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の求め方に改めるものでございます。第4条の2は、再任用短時間勤務職員の給料月額の求め方を規定しておりましたが、当該職員の廃止に伴い削除するものでございます。

次ページ、16ページをお願いいたします。16ページから23ページにつきましては、法制上の表現の修正や再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員などに分限を改める改正でございます。

恐れ入ります、23ページ、23ページをお願いいたします。給与条例の制定附則に第14項から第20項までの7項を新たに追加するものでございます。第14項は60歳に達した日の次の4月1日から給料月額を、それまでの給料の7割水準とするものでございます。附則第15項は、7割水準とする措置の適用除外となる職員として、第1号には非常勤職員を、第2号には松田町国民健康保険診療所において医療業務に従事する医師を、第3号に役職定年が延長された職員を列記したものでございます。

1枚おめくりいただき、24ページをお願いいたします。附則第16項は、役職定年となった職員は降格した上で、その給与の7割水準の措置がされると2段階での減額となることから、役職定年前の給料月額の7割水準となるよう調整額を支給する規定でございます。

25ページをお願いいたします。附則第17項は、前項の調整額を支給する場合において、給料月額が降格後の給料表の最高号級を超えることがないようにする措置を定めたものでございます。附則第18項は、役職定年により役降りをした日と7割水準が措置される日までの間に、給料表等の改定がある場合など特別の事情があった職員について、必要と認められる場合は附則第16項と同様に調整額を支給するものです。附則第19号は、管理職でなかった職員で任用上の事情を考慮して、必要と認められる場合には附則第16項と同様に調整額を支給するものでございます。附則第20項は、施行に関して必要な事項を規則委任す

る規定でございます。

1枚おめくりいただいて26ページをお願いいたします。続いて別表第1、第3条関係の一般職員給料表から別表第2、第3条関係、医療職の給料表までの改正は、職員の区分欄における再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、給料月額欄を加える改正を行い、この欄は再任用職員の給料月額を定めていたものを、定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、基準給料月額欄を加え改正するものでございます。

続いて改正文により御説明を申します。参考資料ですね、議案の9ページお願いいたします。議案の9ページお願いいたします。議案本文9ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案本文の9ページでございます。よろしいですか。定年前再任用短時間勤務制の導入によりまして、現行の再任用職員制度が廃止になることから、第9条の松田町職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

続いて本条例の改正の附則について御説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、10ページお願いいたします。附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2条では、この附則において各号に上げる用語の定義を規定したものでございます。

第3条は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と見なして、改正後の勤務時間、休暇等の条例に定める1週間の勤務時間の規定を適用するものでございます。

第4条は、条例改正前に勤務延長した職員についても、改正後の公益法人派遣条例に定める派遣できない職員の規定を適用するものです。

第5条は、暫定再任用フルタイム職員の給料月額を給与条例の給料表の定年前再任用短時間勤務職員欄の基準給料月額とするものでございます。

11ページをお願いいたします。第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用フルタイム職員の給料月額を、前項の給料月額を基準に勤務時間により求める額とするものでございます。

第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、定年前再任用短時間勤務職員と見なして求められる額とするものでございます。

第4項は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と見なして、改正後の給与条例に定める通勤手当、時間外手当の規定を適用するものでございます。

第5項は、暫定再任用フルタイム職員を定年前再任用短時間勤務と見なして、改正後の給与条例に定める期末手当の規定を適用するものでございます。

恐れ入ります、12ページをお願いいたします。第6項は、勤勉手当における職員の区分ごとの総額の算定に係る規定の適用について、定年前再任用短時間勤務職員の区分に暫定再任用職員を加える規定としております。

第7項は、暫定再任用職員について、改正後の給与条例の初任給や扶養手当、住居手当に関する規定を適用除外とするものでございます。

第8項、は改正前に勤務延長をした職員については、給与を7割水準とする措置をはじめとする給与条例に新たに定めた…は適用除外とする規定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ありませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑を省略して討論に入ってよろしいでしょうか。

(「省略」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第3号地方公務員

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、
原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、 松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤特別職の時勢に即応した処遇改善を図るため、報酬額に係
る所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたし
ます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長 それでは、議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。
改正の理由といたしまして、非常勤特別職の時勢に即応した処遇改善を図るた
め、大きく3つの分野における松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬に関
して、一括で改正をするものでございます。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。議案を2枚おめく
りいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧くださいませ。最
初に第1条関係の松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例です。右が現行、左が改正案でございます。改
正案の別表第1、第2条関係、行政協力員でございます。自治会規模に即した
年額報酬を支給するため、自治会の加入世帯数によって分けられた現行の区分
を細分化する変更を行うものです。現行では50世帯以上199世帯以下の報酬は
15万円、改正案につきましては50世帯以上99世帯以下15万、100世帯以上149世
帯以下17万5,000円、150世帯以上199世帯以下20万円に細分化し、それぞれ報
酬額を定めるものでございます。なお50世帯未満と200世帯以上の報酬額につ
いては変更ありません。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき2ページ目をお願いいたします。続きまして情報公開・個人情報保護審査会でございます。現行では、情報公開審査会と個人情報保護審査会にそれぞれ分けて会議を開催をしておりましたが、今回の法改正に伴いまして、本町における審査会を統合したことによりまして、情報公開・個人情報保護審査会に名称を変更することとなり、統合するものでございます。報酬額については従来と変更はございません。

恐れ入ります、3ページ目をお願いいたします。続きまして松田町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の第2条関係でございます。こちらはですね、国の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定された経費基準に合わせまして、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人及び開票立会人の報酬の額を変更するものでございます。現行の報酬から改正案では100円から200円の増額がされます。投票管理者につきましては選挙1回につき1万2,600円から1万2,800円、期日前投票所の投票管理者につきましては1日につき1万1,100円から1万1,300円、開票管理者、選挙長は選挙1回につき1万600円から1万800円に、投票所の投票立会人は選挙1回につき1万700円から1万900円に、期日前投票所の投票立会人は1日につき9,500円から9,600円に、開票立会人、選挙立会人につきましては選挙1回につき8,800円から8,900円の変更となります。

恐れ入ります、最後に1ページ戻っていただきまして、議案本文の2ページを御覧くださいませ。附則でございます。第1項では、この条例の第1条は令和5年4月1日から施行するものでございます。第2項では、この条例の第2条は令和5年6月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料につきましては2月の全員協議会で御説明しました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第4号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和4年8月に行われた人事院勧告に伴い、本町において12月に常勤職員に係る給与条例を改正したことを踏まえ、一般職員としての均衡を図るため、会計年度任用職員に係る給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、令和4年8月に行われた人事院勧告に伴いまして、本町において12月に常勤職員に係る給与条例を改正したことを踏まえ、一般職員との均衡を図るため、会計年度任用職員に係る給与について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案に沿って条例改正を御説明申し上げます。3枚おめくりいた

だきまして、4枚目の参考資料1、新旧対照表のほうをお願いいたします。右が現行、左が改正案でございます。改正案のほうでございますね、職種、(1)一般事務員や補助員として業務を行うフルタイムの会計年度職員で、町長が規則で定めるものと、1枚おめくりいただきまして2ページ目をお願いいたします。2ページから4ページにわたりますのは、(2)の保健師、看護師、助産師、栄養士、医療技術者、教員として業務を行うフルタイム会計年度職員で、町長が規則で定めるものの1級1号級から2級25号級までの給料表の変更を行うものでございます。変更額については、それぞれ表の記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、3ページ戻っていただきまして、議案本文の3ページをお願いいたします。この条例はですね、令和5年4月1日から施行するものでございます。なお、参考資料2につきましては、さきの2月の全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。2時25分より再開いたします。 (14時12分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (14時25分)

日程第6「議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。交通指導隊の出動内容の多様化に伴い、出動手当を見直し処遇改善を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

改正の理由といたしましては、交通指導隊の出動内容の多様化に伴い、出動手当を見直し処遇改善を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。別表、第10条関係を御覧ください。現行では、出動手当の出動1人1回につき1,000円の規定を、1人4時間未満1,000円と、1人4時間以上2,000円に変更するものでございます。

恐れ入ります、1ページお戻りください。議案本文を御覧ください。附則でございませう。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございませう。

なお、参考資料2につきましては、2月の全員協議会で御説明しました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

6 番 井 上 参考資料の中で交通指導隊員のですね、出動手当の状況があります。手当ということで、結構金額的に差があるんですけども、やはりその大もととなるですね、隊員の報酬についての1市5町の比較がありましたら教えていただきたいんですが、分かりますでしょうか。

総 務 課 長 報酬の比較ということでございます。隊長と、すみません、隊員で若干違ってきちゃうんですが、隊長のほうで。（「隊員。」の声あり）隊員のほうでよろしいですか。中井町さんが11万2,000円、大井町さんが6万5,000円、開成町さんが5万円、山北町さんが9万7,000円、松田町が10万2,000円でございます。（「南は。」の声あり）南は7万1,800円でございます。

6 番 井 上 分かりました。大分ですね、隊員自体の報酬に差があるので、それらをカバーするのかね、ちょっと今の急に数字で頂いたので分からないんですけども。それらの中でですね、多少報酬自体もばらつきがあるという中でですね、手当のほうは4時間未満1,000円、以上2,000円ということで、私はですね、適当な額の改正ではないかなというふうに思います。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。寄地区において、水道使用開始時にかかる初期負担額を減少させることで、新規居住者等の増加を促進し、使用料等の増収に結びつけ、事業会計の安定化を図ることを目的として、加入負担金額の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

寄地区におきまして、水道使用開始時にかかる初期負担額を減少させることで、より多くの方に移住先として寄を選択肢に入れていただき、住んでいただき、水道を使っていただく人を増やすため、加入負担金の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案の3枚目、最後のページをお願いいたします。参考資料、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。別表第2、第5条関係の金額につきまして、現行、メーター口径13ミリが30万円を15万円に、20ミリが40万円を20万円に、25ミリが75万円を35万円に、40ミリが150万円を100万円に、50ミリが360万円を200万円に変更するものでございます。

恐れ入ります、1ページお戻りいただき、議案改正文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 寄簡易水道事業のですね、加入負担金をですね、減額するというところで、これは提案理由にもありますように、新規居住者等の増加を促進をするための施

策だということで理解をしております。寄簡易水道事業会計は、なかなか厳しい状況であるからというふうには理解をしています。ここです、件数的には13ミリが一番多いのかなというところで、それが30万円が15万円に、2分の1になるという一部改正条例ですが、そのことですね、差額の15万円、例えば令和5年度で新規の居住者が簡易水道事業の利用を開始するという場合ですね、その15万円については、一般会計負担というのが当然かなというふうにも思っています。その辺がどうなっているのか。

令和5年度の予算を見ますと、寄簡易水道特別会計の中で繰入金ですね、令和5年度、2,135万9,000円と60万円増額をしています。この増額分というのが、この加入負担金を減額したことに対する該当分なのかどうなのか。違うのであればその部分の差額はどうするのか、それについてお伺いをいたします。

環境上下水道課長 まず、令和5年度の予算につきましては、まだ条例が改正していない計算でおりますので、その一般会計の繰出金というのは、あくまでも今までどおりのものでございます。

一応ですね、今回この半額にしたものの、先ほどの条文でも最初お話ししたとおり、できるだけ人に入ってきていただきたいということで、年数としましては、この15万円の差を1世帯でどのくらいの年数で元が取れるかという、大体8年ぐらいかかれば元が取れることになっているんですが、例えば今、平均年間2世帯ぐら이가新たに加入負担金の対象となっているんですが、これが、加入負担金が安くなったことによって、例えば倍入ってきていただければ今と同じ状況なるというような考えでございまして、あくまでも人口の増加策ということで、そのような考えで予算を考えております。以上です。

6 番 井 上 令和5年度のほうは、この部分の引き下げ分、加入負担金の引き下げ分を一般会計で負担をするということは計上していないという回答ですが、考え方はですね、補正じゃなくてもいいんですけどもね、最終的に決算なり令和6年の3月補正なりで、その差額分については、15万円を引き下げた部分の補填というのが一般会計に求めるのかどうなのか、その辺についてはいかがですか。

環境上下水道課長 現時点では、一般会計に頼るというふうには考えていないんですが、もしも

それなりな金額が出てくるようでしたら、補正をする可能性もございます。以上です。

6 番 井 上 前の質問でも言ったとおりですね、なかなか、加入負担金というのは、そういった設備等をですね、維持するために、現行は30万円ということで、やはりそれだけの加入負担金を払っていただいたもので今後の例えば水道メーター代とかですね、いろんな設備の維持管理にやるのに、本来30万円必要なんだよ。ただ、それを、人口増加策を期待をしてということであればね、当然そこは一般会計が負担をすべき。町のほうの政策としてそれをやるんだということであるんでしょから、余裕があればね、寄簡易水道事業に余裕があれば、その分は寄簡水で見ますよということもいいんでしょうけれども、私はそういうふうには余裕がない、なかなか、例えば施設とかですね、そういったものが故障をすれば、その部分は起債なり一般会計からの繰出金を増額するというので今まで対応してきたというふうに理解していますので、一般会計がですね、その分は本来補填をするべきじゃないかなというふうに考えますので、その辺を含んだ中でですね、実際にどれだけのこの加入負担金の減額にする該当者が出たかということで、またその部分についてはですね、補正、決算等で検討をしていただきたいということで終わります。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のと

おり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について。次のとおり、松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町川音川パークゴルフ場。所在地、松田町松田惣領915番地2先。

2、指定管理者の氏名等。名称、M. R. J. 株式会社。代表者、代表取締役、坪井浩司。所在地、東京都中央区日本橋兜町5-1兜町第1平和ビル3階。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、3年間。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を得るため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、説明をさせていただきます。松田町川音川パークゴルフ場は、町民の心身の健全な発達とレクリエーション活動の普及に寄与するために設置をされております。御案内のとおり、施設は平成12年度に9ホールでスタートをいたしまして、令和3年度からは18ホールに拡大して御利用いただいております。運営につきましては、令和2年度以降町直営ということで取り組んでまいりました。

1枚おめくりいただきまして、右上、参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込みとなります。申し込まれましたのは、本店が東京都に所在し、松田町内で事業を展開されているM. R. J. 株式会社でございます。おめくりいただきまして、申込書より抜粋をした内容にて御説明を申し上げます。

1番目のところですが、事業者の概要でございます。町内に支店を構えられ、設立は2019年となります。町内で展開されている主な事業といたしましては、

地方創生推進拠点でありますプラポ内でフィットネスジムを営まれているほか、同施設の屋上を改修したバーベキュー等のレジャースペースの運営など、健康促進、地域資源の活用はもとよりですね、湘南ベルマーレフィットサルクラブとも連携したイベント活動など、幅広いものとなっております。また、本年度におきましては、パークゴルフ場の受付などに関する運營業務のほうを受託されているところでございます。

おめくりいただきまして、2の基本方針となります。コンセプトが「楽しいが生き甲斐、笑顔の実現はここから」とされておりまして。現在の運營業務に携わったその経験からですね、利用者のニーズを捉え、プレーする楽しさ、上達する楽しさ、競う楽しさ、交流の楽しさを実現することにスポットを当てておられます。また、施設のポテンシャルを生かすためには、地域産業との連携、世代間交流、情報発信がキーワードとなること。さらに施設の環境維持・向上が目的を達成するためには必要不可欠であるとされておりまして。

横の3ページ目ですね、事業計画となります。営業の時間についてはですね、施設の設置管理条例に基づく営業をまず原則とされながら、利用の動向などに合わせた運営をし、最終的には、利用料で施設の運営が賄える体制を目標としていきたいということでございます。

利用料金につきましても、条例では、大人1回200円、18ホールですね、200円という条例で制定をしておりますが、1日200円とすることで、利用の促進を図られる旨が示されてございます。

また、新たな試みといたしましては、毎月レポートの発行、ホールインワン達成者への商品提供など、モチベーションの向上や地元自治会、シニアクラブ等への情報発信の強化、地域スポーツクラブなどと連携したイベント開催による関係人口の増加、松田小・中学校、立花学園等を対象とした体験活動などが提案をされてございます。

施設の管理に関しましては、おめくりいただきまして4ページ目となります。表形式になっておりますけども、季節に応じて必要な管理を1年を通じてですね、計画をなさっております。現在、施設管理のほうですね、管理のほうは、

受託されているのが松田町シルバー人材センターさんでございます。こちらのほうと連携をし、そのノウハウを継承していくということで予定をされているものでございます。

5ページ目から6ページ目にかけては、収支計画となります。指定管理期間である3年間の収支計画が示されておりますが、まず、収入といたしましては、利用料が令和5年度、1年目ですね、こちらが右側の備考欄に書いておりますけども、8,500人、2年目は9,000人、3年目で1万人と増加をさせていくこと。指定管理料は、さきの補正でお認めをいただきました債務負担額、債務負担行為の金額と同額で指定管理料を見込まれております。加えて、自主事業としてのイベントですね、こういったものの収入というのを歳入のほうで見込まれていると。

続いて、歳出関係を見ていただきたいんですけども、こちらについては、毎年度、受付等の運営に要する人件費として200万円、また施設の環境を維持、整備する費用として100万円、その他、軽易な修繕、光熱水費等を見込まれております。

収支といたしましては、1年目、2年目、歳入歳出同額でございます。ただ、3年目には、令和7年度に利用料収入の増加などから10万円の収益を見込んでいる計画となっております。

6ページ目の下のほうですね、5番として地域への貢献、経済効果につきましては、1番目、町商工振興会等との連携による地域振興を図る。2つ目、地元スポーツクラブ等とコラボしたイベント開催による関係人口の増加。そして、3番目に、自治会、シニアクラブ等との団体利用を促進して利用拡大を図り、高齢者の健康増進に寄与することを掲げられております。

右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらにつきましては、町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。現場説明などの段階におきましては、数社から問合せがありましたが、最終的に応募をいただきましたのは1社でございました。

おめくりいただきまして参考資料、右上参考資料3につきましては、同委員

会における選定結果書となります。候補者の選定に当たっては、3番のところにあります評価の点数ですね、合格点としての基準は6割ということで定めたわけですが、約7割の得点を獲得されました。そして、この委員会の中でですね、4番に記載のとおり附帯意見を頂戴しております。利用者の楽しみ、モチベーションを向上させる新たな試みや、町内の自治会やシニアクラブへの情報発信など、地域との連携強化も図られており、事業のさらなる発展に向けた意欲的な計画であると判断した。魅力あるコースの維持管理に努め、利用者ニーズに合った持続的な経営をお願いするものでございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 内 田 1点だけお伺いします。先ほど課長の説明で、今現在、パークゴルフ場の維持管理はシルバー人材センターが行っているということで、今後、この指定管理者が連携を取ってやっていくという今お話があったんですけど、いずれはこの指定管理者が一手にやるということになると思いますけど、今のシルバー人材センターは、果たして何年、1年、2年までやられるのか、その辺をちょっとお答えをお願いします。

観 光 経 済 課 長 お答えをさせていただきます。この件につきましては、先ほど申し上げた指定管理者の選定委員会の中でもいろいろ質疑事項の中でありまして、事業者のほうから聞き取りをしております。その中で、シルバー人材センターさんと連携してというのは、特にこの3年間、様子を見ながら、なるべく3年ぐらいになるかなという雰囲気がありました。ただですね、どうしてもシルバーさんのほうも、高齢化もあってそのノウハウというのを今継承することが一番大事だということなので、まずこの指定管理者となった場合は、シルバーさんをお願いをする、1年、2年、3年かなというようなイメージのことでありまして、とにかく連携をさせていただいて継承をするということでございます。最終的には、継承ができれば事業者としてもやっていきたいという意向でございました。

3 番 内 田 今のお話で分かりました。じゃあ、今のところはっきり1年とか、そういう

ことは決めてない、その辺の順にやりながら、2年でね、移行するか、3年になるかという話だと思いますけどね。分かりました。結構です。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 収支計画、令和5年から5、6、7年度かな、ということで出ています。この中でですね、運営人件費の関係なんですけれども、営業、その前の3ページの中ですね、事業実施計画あたりの中で、5月から10月は午前9時から午後5時までと、11月から4月は午前9時から午後4時までという中でですね、休日というか、何ていうのかな、パークゴルフ場をお休みにする日数はどの程度あるのか。それにしても、ちょっと200万円という運営人件費がですね、適正な人件費なのか。こういった運営時間、営業時間ですか、などと比べた場合ですね、最低賃金等に抵触はしないのか、その辺の精査はされたのかをお伺いいたします。

観 光 経 済 課 長 お答えをさせていただきます。まず、その営業の時間のところでお休みの日の御質問もあったかと思いますが、条例上は今、月曜日と木曜日をお休みということで定めております。ベースは週2日程度のお休みになっていくとは思いますが、あと週5日は稼働しているという考え方でございます。

その中で、こちらに書いてあるとおりの時間というのが条例で明記はされております。ただ、当然特任の中ですね、状況があればこちら辺というのは、少し変更ができるという内容もあるんですけども、ベースはこの時間から、あとは、最終的にこの3ページの話のさっきしていただいたので、最終的な目的は、利用料で賄っていけるようなものを目指したいということでございました。

人件費的なものが足りていくのかどうかという御質問が本題かと思いますが、こちらにつきましては、先ほど来申し上げたこの事業者さんが、お近くのところですね、事業を営まれている関係もでございます。その中で働いてられる方もうまくそのアイドルタイムというんですかね、うまく使いながらやっていけるというのが一つ事業者の提案の中でも魅力であったように感じます。当然時間数と条件というのを言った中で、最低賃金に合うかどうかという部分のきっちりした数字のお話はしておりませんが、今回提案をしていただ

いて、今回こちらに書いてあるそのM. R. J. さんというところの強味としては、近くの事業所の従業員も使いながらですね、うまく運営ができるということの御説明を受けました。以上です。

6 番 井 上 週2日はお休みと、5日間だけ営業をするということで、年間を通して約50週、52週ですか、ぐらいあるんですね。そうすると、ちょっと計算をしてもですね、今、最低賃金って1,000円ちょっとですよ。1名で勤務しても、そのもう一つのスプラポのほうの人件費と兼務をしてやれば、その辺はクリアできるということなんですけども、ちょっと何かその最低賃金に引っかかってしまう、200万円ですよ、年間で。1名としても月どのぐらいになるのか、ちょっとまだ計算は今できませんけれども、ちょっとその部分がね、やはりクリアするかどうかというのは、やっぱり指定管理を認める上でね、町がやはり検討をしなければいけないのかなというふうに思うんですけども、再度お願いをしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 最終的には、お認めを今回頂いた場合ですね、協定を結び、またその協定の中で指定管理の委託料も含めて整理をさせていただくものと考えております。その中で、今おっしゃっていただいたような指摘も踏まえて、その事業者でうまく事業所のほうとですね、連携してやっていく部分というのも整理をして推進してまいりたいと考えています。

6 番 井 上 分かりました。じゃあ、その部分というのは、今ざっと計算するとぎりぎりで1名でやっても年間52週×5日間でやって、1,000円ぐらいで195万円ぐらいかなということで、それを多少上回っているということで、雨天とかですね、そういった天候でパークゴルフ場が使えないという日も当然あるというふうには理解をしましたので、その辺はですね、指定管理者を指定するときにはですね、しっかりと調整、確認をしていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 このパークゴルフ場、以前指定管理下にあったのかな、何かそのときにちょっと名簿のことで指摘を受けたことがあって、小屋のところの台に置いたままになっている、あの利用者名のところね。割と皆さん、お互いに信頼できる関

係で町の中の人はずそれでいいと思っただけ、何かやっぱりこういう御時世になっけて、それをぱっと思ってしまう、見られてしまうという心配をされてた方がちょっといられたので、恐らくこのスプラポさんで事務をやってる業者ですので、そういった個人情報の管理なんかは、すごく意識がられるんじゃないかと期待してはいますけれども、その辺のことは、何か選定委員会では何か指摘はありましたか。

観光経済課長　　まず、指定管理をやってた時期については、令和元年度までシルバー人材センターさんのほうでお願いをしてございました。もう1点、その名簿の管理につきましては、御利用者様の中から、また近隣のお住まいの方からの御指摘も頂戴しております。つきましては、今現在、その運営上ですね、名簿をどこかに置いておくようなやり方というのは当然しておりませんので、つきましては、今回、指定管理の募集要項の中にも当然守るべきコンプライアンスの中ですね、個人情報の関係も配慮の提案がございましたので、今のお話も踏まえてしっかりやっていただければと考えております。

10番 齋藤　　たしかこのところの川の横に車2台ぐらい止めるところがあったのかなと思っんですけど、その管理はどうなっているんですか。あれは町のものでしたっけ。

観光経済課長　　まず、指定管理の区域につきましては、募集をした際に図面でお示しをしていて、恐らくあれですよ、堤防のこの、堤防沿いの2台ぐらい止まる場所、あそこに関しては町のほうで管理…町のほうでというか、指定管理の区域に含めております。管理棟のほうも含めて、建物のほうも含めて、要は堤防より下のパークゴルフ場だけでは当然ないので、そこら辺は一緒に含めて整理しておるところです。（「分かりました。」の声あり）いいですか。

議　　長　　よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第8号松田町川音川パークゴルフ場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて、松田町第6次総合計画「基本計画」を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町の総合的かつ計画的な行政運営をより一層推進し、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”進化“つづける”故郷」と掲げる町の将来像を実現するため、松田町自治基本条例第15条第1項及び松田町議会基本条例第5条第1項第1号の規定に基づき提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第9号松田町第6次総合計画「基本計画」の見直しについて、説明をさせていただきます。

町の総合的かつ計画的な行政運営をより一層進めるために、町の自治基本条例第15条第1項及び松田町議会基本条例第5条第1項第1号の規定に基づき議会に提案するものでございます。それでは、松田町第6次総合計画の基本計画の見直しについて御説明をさせていただきます。

初めにですね、平成30年度に策定し、令和元年度からスタートしました松田町第6次総合計画につきましては、令和8年度までの8年間の計画となっております。今年度は計画の中間年次を迎えることから、基本計画を見直すとともに

に、実施計画に当たる後期まちづくりアクションプログラムを策定するものでございます。

まず、基本計画の見直しの経緯の説明になりますが、計画策定から4年目を迎えていますので、国勢調査や経済センサス等、各統計調査の最新の数値を確認をし、再度分析を行っております。また、町民の声や意見を計画に反映するため、町民アンケート調査、関係団体アンケート調査、地域座談会、町政懇話会、そしてまつだ子どもカフェ、子育て世代への意見募集、さらに計画素案に関するパブリックコメントを実施してまいりました。また、総合計画審議会においては、今年度4回開催をし、基本計画見直しに当たって慎重なる審議を行っていただき、先日、2月17日に開催した令和4年度第4回審議会において、審議会会長から町長への答申を受けたところでございます。このように、1年かけて見直し作業を進め、別紙のとおり基本計画の最終案を策定したところでございます。

それでは、表紙をおめくりいただき1ページ目をお開きください。第1章、基本計画（目標）としまして、1、誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち（健康・福祉）との表題がでございます。こちらの表題は、町の将来像の実現に向けた施策の大綱であり、基本構想で掲げているものであるため、今回は見直しは行っておりません。今回見直しを行いましたのは、1ページ下段の1-1、健康づくりと地域医療の下の実現したいまちの未来とですね、基本目標の部分でございます。実現したいまちの未来ではですね、本計画を実行することで実現する4年後の将来の町の状態を記載しており、基本目標につきましては、実現したいまちの未来に向けた項目ごとの取組の目標を記載しております。これらを見直し、後期まちづくりアクションプログラムに位置づける取組事業を推進することで町の将来像の実現に向けて取り組んでいくところでございます。

この基本計画の見直し箇所につきましては、昨年12月の議会全員協議会においても御報告はさせていただきましたが、その後ですね、大幅な修正は行っておりませんが、主に見直しを行った主な部分につきましては、再度御説明をさ

せていただきます。

初めに、5ページ目をお開きください。2-4がございませう。地域文化の創造でございませう。現在の総合計画におきましては、文化活動の拠点として町民文化センターを記載しておりましたが、施設の名称を生涯学習センターに改め、基本目標には、複合拠点としての機能を発揮するため、民間活力を導入することを記載いたしました。

続きまして、8ページ目をお開きください。3-3の観光の振興でございませう。主に基本目標の欄になりますが、新たな観光資源の発掘や民間の観光事業者との連携による持続可能な観光振興を進めること。また、スポーツコミッションを立ち上げ、スポーツツーリズムによる新たな誘客に向けて、各種団体や企業等と連携して取り組むことを記載いたしました。

続きまして、10ページ目をお開きください。4-2、新松田駅・松田駅周辺の整備でございませう。実現したいまちの未来の欄になりますが、小田急新松田駅の南口及び北口の周辺整備につきましては、現在の総合計画の基本計画に記載しておるところでございませうが、JR松田駅に関しては記載がありませんでしたので、新松田駅北口周辺整備に併せて松田駅北口周辺整備の検討が進められていますという文面を記載させていただきました。

続きまして、13ページ目をお開きください。5-4、公園・緑地でございませう。13ページの5-4の公園・緑地になります。基本目標の欄になりますが、現在の総合計画の基本計画に松田山や西平畑公園の記載がありませんでしたので、松田山の一体的な利活用を明記するため、西平畑公園においては、公園周辺の観光農園等との連携により、松田山ひいては松田全体の活性化につなげますという記載をさせていただきました。

そして、最後になりますが、17ページをお開きください。6-4の行政経営になります。こちらにつきましては、基本目標の欄に、デジタル社会の実現に向け、DXを推進することや、協働でまちづくりを促進するために、官民連携を推進することを新たに記載をさせていただきました。

以上でございませうが、基本計画の主な見直し箇所に関する説明は以上となり

ますが、参考資料といたしまして答申書を添付させていただきました。それではですね、この答申書の概要を御説明させていただきます。

まずですね、リード文のところになります、計画の見直し案に関し、審議会において妥当なものとお認めをいただいたところでございます。また、町の将来像の実現のため、チルドレンファーストのまちづくりを推進するに当たって、「まつだ子どもカフェ」などによる子供たちの意見を反映できるようなまちづくりを推進することについて要望を受けました。そして、このリード文以降につきましては、基本構想で掲げられている施策の大綱ごとに記載されております基本計画の見直しに当たって実施しました町民アンケート調査の結果や、子育て世代への意見募集、まつだ子どもカフェで提案された意見などを踏まえた答申内容となっております。

総合計画の見直しにつきまして、以上、説明のほうを終わりにさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 今、課長から説明のありましたこの基本計画についての改定ということで、当初のこの計画と、私、全部…全部でもないな、途中でできなくなってしまったんですけど、今説明のありました実現したいまちの未来、それと基本目標、これを変えたということですよ、今回の改定で。おおむね5か所ですよ、今、課長から説明のあった内容。私もかなりずっと、全部は途中で挫折して比較できなかったんですけど、微妙に、ほとんどね、はっきり言って同じように読めました。微妙に接続詞を変えたところはあるけれども、今、課長が説明した5か所、新たに加わったのが、基本目標の中に一部、1行、2行、ところどころに新しいのが入っていると、そのように理解してよろしいのか、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 私が説明したものは、主なという形にちょっと説明させていただきましたが、審議会のほうで個別にですね、全部対照表を作っております。こちらにありますので、先ほど言った字の、文章をちょっと変えてるとか、そういうところについては、私としては同じ内容と、ほぼ内容という理解のもとに5個というこ

とで説明をさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 要は、この後期基本計画の実現したいまちの未来と基本目標、これによってアクションプログラムですか、これがセットになって、予算と施策が行われるというふうに私は解釈してます。ところが、これについては頂いてないんだよね。1冊そちらにあるのを借りて、ざっと斜め読みさせていただいたんですけど、かなり新規のあれが入ってるんじゃないですか。今回付託になります。特別委員会に付託になります。何を審議するというときに、これとこれだけでは、これは私なんかは議決なんですけれども、その参考資料となるのは、やはりアクションプロのここに、プログラムのここに出てる内容だと思うんですよ。その辺が一切資料がないので、ここでまだ時間がありますのでね、それを頂いた中で、セットで特別委員会で審査していくという、そういうふうにしてもらおうと私はたくさん理解できるんですけども、この改定がね。いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 田代議員のほうの説明の中でですね、私も本当はこれを出したかったんです。出したかったんですけど、230ページということで、こういうのもあってですね、なるべく基本構想の中でですね、説明をし、こういう事業はどんなのか、新規が、例えば32事業、新たな事業があります。これも全部比較はしてますけども、もし議会の皆様のほうでですね、この資料を提示していただきたいという総意であれば、町のほうから提示することは可能かと考えております。以上です。

5 番 田 代 今、課長が言われるように、これを全部ですと紙のボリュームがありますのでね、アクションプログラム。（「これがアクションプログラムです。」の声あり）そうか、そういうことか。そうすると印刷のあれがあるということだな。（「新規にね、なったところで。」の声あり）そうですね、ではね、新規事業、この後期基本計画に基づいて新たに立ち上げる新規事業、私はそれで頂ければいいと思います。それ以外は継続事業ということとか拡充事業なので、やはり新しくやるのは何をやるかというのが見えないんですよ。それが今後4年間の実施計画的なものになるわけですから、やはり骨子だと思うのでね、新規事業について私は頂きたいということで終わります。よろしくお願いします。

参事兼政策推進課長 今、田代議員のほうからありました件につきましては、このアクションプロ

グラムではなくてですね、新規事業と今までの事業の比較ということで、この冊子があります。なので、どういうふうに動いたか、新たな事業は何なのかというところの提示はできますので、皆さんのほうで、議会のほうで、この紙で欲しいということであれば、議長のほうから提案を求めていただければ提示することは可能かと考えております。以上です。

議 長 それ、全て新規事業ですよ。

参事兼政策推進課長 新規事業と今までの事業の、分かるようにしてあります。

5 番 田 代 続きがありますから、私はそれでいいですから。

6 番 井 上 先ほどのですね、基本構想の部分は、ほとんど文言的には違いがないということで、それこそ何を審議するのかなという辺りです。（「基本計画。」の声あり）基本計画ね。5番議員のほうからもアクションプログラムという意見がありました。やはりね、でもこれが出てこない、どれが新規でね、何年から何年というところで、2023年から推進をするのか、例えばその寄小学校のですね、改修作業は2026年からやりますよというところですね、全然それは今回の議案のほうでは読めない。この中から新規事業、このね、こういう表ですよ。この中から新規事業だけ抜き出させていただいても構いませんので、ぜひここで、いつからどういうふうにするんだというところをですね、明示をしていただいて、それをですね、特別委員会の中で審議をすると、説明を受けて審議するということがやはり必要だと私は思いますので、ぜひ議長のほうからですね、そういったことで参考資料の提出依頼をお願いをしていただきたいと思います。

議 長 大丈夫ですか。

参事兼政策推進課長 それでは、分かるような形でですね、新規事業で、今までの事業と比較がありますから、それは提出することができますので。原則ですね、申し訳ございません、町としてはやっぱりペーパーレスとかあったので、今回皆さんに見えるような形で1部事前に提出していただいたのと、ホームページでも見れますよということでちょっとやらさせていただいたことだけは御了承願いたいというふうに思います。以上です。（「出してもらえるの。」の声あり）私とし

ては出せることは可能ですけども、はい。あとは、議会、議員のほうで。

議 長 じゃあそれは、来週木曜日にはみんなに配付できるように。

参事兼政策推進課長 紙ベースで。

議 長 可能ですか。

参事兼政策推進課長 はい。

議 長 それでよろしいですか。（「全部じゃないの。」の声あり）

参事兼政策推進課長 全部じゃないですよ。

議 長 全部じゃなくて新規の分だけでしょう。（「データが欲しいよ、データが欲しいけりゃ全部」「パンフレットも」「そうそう。だからデータで欲しい人はデータで送るし、新規でいいという話だったら新規の分だけお出しするという、それでいいんじゃない。要るものを議長に決めていただければ。」の声あり）

6 番 井 上 議長、だからそれはね、質疑が終わった後に付託になりますので。

議 長 そのときに、じゃあ。

6 番 井 上 そのときにね、付託になるときに、特別委員会の構成を決めるときにですね、その中で話していただくということで。

議 長 はい、分かりました。ほかにございますか。

1 1 番 寺 嶋 一番最後のほうに政策推進課長が総合計画審議会の答申ということでね、参考なんですけども、一応出されて、その中に要望だか、これ、何ていうんですかね、1から6まで、尽力されたいとかいろんな項目がありましてね、取り組まれたいとか、そういうこの記載なんですけども、これはですね、この基本計画にきちんとね、反映されているのか。例えば、細かい点もあるんですけども、その他はそのアクションプログラムとかね、そういうのに位置づけられているのか、その辺についてお伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まずこの答申につきましてですね、「記」として6つ、これ、施策大綱ごとに委員さんのほうからですね、提示をしていただいた答申でございます。例えば、1の健康・福祉についてと、1枚目の表紙のほうなんですけども、「記、1、健康・福祉」ということになります。こちらのほうは、チルドレンファーストのまちづくりを推進するに当たりというこ

とが書いてございます。町として基本計画の中にもですね、チルドレンファーストという推進の事業を掲げ、取り組んでいくというような記載をされております。そういう部分が出来上がったことによって、最終的に安心して暮らせるように、委員さんのほうから尽力してくださいというようなのが答申になりますので、この辺は全て基本計画と後期まちづくりアクションプログラムの中に記載されているものになって、それを今後強く要望しますよというような形の答申になっております。以上です。

11番 寺 嶋 一応それは、またでね、再度付託になりますので。私は、あと、何ですかね、付託になるんですけども、この基本計画の改正文言、あるんです。とにかくね、現状とマッチしてない部分もね、私は見受けられるので、その辺もまたね、再度審査をするに当たってね、また意見を申し上げますので、よろしく願います。以上です。

7番 南 雲 5ページなんですけれども、2-4のところ、実現したいまちの未来の文化活動の拠点である生涯学習センターはというところが、前、条例策定の際に、ここは文化・芸術という言葉だったと思うんですけれども、その辺をちょっと御確認していただきたいと思います。

教 育 課 長 ただいまの質問なんですけど、先ほど政策推進課長のとおり、「町民文化センター（町立公民館）」という文言を「生涯学習センター」というふうに変えただけでございます。

7番 南 雲 やっぱり条例と整合性を保つためには、文化・芸術活動というふうに入れないと、何か違う、文化活動だけの生涯学習センターではないと思うんですけれども、その辺のお考え方ですね。すみません、そういう意味です、すみません。

教 育 課 長 その辺は、基本目標の中に、2行目に、町民の芸術・文化活動の振興に向けた…そうですね、そこはそうか。文化・芸術ですか。そこは、すみません、文言を、名称変更したのみでございました。

7番 南 雲 ごめんなさい、文化活動の拠点であると言うと、ちょっと文化・芸術も入ると思うんですね。例えば芸術鑑賞会とかやると思うんですね、文化センターで、旧町民文化センターで。そうすると、ちょっと意味の捉え方が違っちゃうとい

う感じがしますけれども、それは、ここではそういう必要はないということで考えてよろしいんですか。

参事兼政策推進課長　　今、ちょっと整合性というか、過去、今までのと新しくなったものをちょっと比較させていただいている中でですね、基本目標に新たに生涯学習センターはというものの、基本目標のほうで、生涯学習センターは教育・文化・スポーツ、ここは新たに未病改善、国際交流等々があります。その上にですね、最終的な生涯学習センターの登録団体等から始まってまして、支援を進めていくほか、町民の芸術・文化活動の振興に向けた活動発表をする場を拡充していくというところでですね、今までには、この芸術というのもあって、町民の芸術・文化というところをですね、そのまま町民の芸術・文化活動という形で、そのまま移行をしてましたので、条例に対する芸術という言葉でですね、ちょっとここで読んでいくかなというふうには、今、私としては感じているところでございますが。

町　　長　　今、南雲議員の御質問のおっしゃるところはですね、非常に分かるんです。この総合計画のこの48ページの上のところ、大変恐縮なんですけど、4年前にですね、策定した文章をベースに後期に移ってきてるので、もう4年前…その議論になると4年前のやつが間違ってた形になってきちゃうようなところもございます。ですので、実現したい方向性とか未来についてはこのままさせていただき、基本目標である、ちゃんと芸術とここに書かせていただいているところで、先ほどおっしゃられるようなところをちゃんと整合性を取って、この4年間しっかりやっていくというふうに御理解いただければありがたいかなと思います。以上です。

議　　長　　この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています本案につきましては、総合計画審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総合計画審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任をお願いいたします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。(15時29分)

議長 休憩を解いて再開いたします。(15時45分)

休憩中に総合計画審査特別委員会の委員が決定しましたので読み上げます。委員は議長を除く議員11名です。委員長には井上君、副委員長には内田君が決定しました。審査をよろしく願います。

なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。

なお、先ほど議題に上りましたデータの件ですが、どのようなデータが欲しいのかというふうなことで、委員長の井上君のほうから発言がありますので、よろしく願います。

6番 井上 後で、これを見ながら説明しますので。

議長 じゃあ、いいですか。

以上で、本日の会議はこれをもって延会といたします。なお、4日の土曜日、5日の日曜日は休会とします。6日の月曜日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。(15時45分)